

一般社団法人 日本作業療法士協会
謝 金 規 程

1984年11月25日
1985年3月17日
1990年3月19日
2000年12月16日
2001年3月17日
2008年2月16日
2012年4月21日
2016年12月17日
2022年12月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金、外部専門家謝金及び原稿料等とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実習指導、演習指導又は実技指導に対して支払う。

(外部専門家謝金)

第4条 外部専門家謝金は、本会が正会員以外の有識者等を招聘し、本会の事業に資するために得た助言・意見・指導等に対して支払う。

(原稿料等)

第5条 原稿料は、本会が発行する出版物の原稿に対して支払う。但し、本会の正会員が本会の職務として法人著作に携わった場合、理事会における特段の決議がないかぎり原稿料は支給しない。

(謝金の額)

第6条 講師謝金の基準額は、別表1に掲げる。

2 外部専門家謝金の基準額は、別表1に準ずる。

3 原稿料等の基準額は、別表2に掲げる。

4 第1項から第3項に該当しないものについては、その都度定め、特に顕著な業績を有する者には実情を勘案する。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

- 1 この規程は、1984年11月25日から施行する。
- 2 この規程は、1985年4月1日から一部改正により施行する。
- 3 この規程は、1990年4月1日から一部改正により施行する。
- 4 この規程は、2001年1月1日から一部改正により施行する。
- 5 この規程は、2001年4月1日から一部改正により施行する。
- 6 この規程は、2008年4月1日から一部改正により施行する。
- 7 この規程は、2012年4月1日から一部改正により施行する。
- 8 この規程は、2016年12月17日から一部改正により施行する。
- 9 この規程は、2022年12月17日に一部改正し、2023年4月1日より施行する。

講師謝金支払基準

別表 1

区 分		講演・講義 実習指導・演習指導・実技指導 (1時間当たり支払額、税込)	
一 般 師 基 準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業・法人役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)	13,700円
	B	大学准教授、短大・高専教授、校長・園長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門家、ジャーナリスト、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)	12,200円
	C	大学講師、短大・高専准教授、副校長・教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層	10,500円
	D	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高専講師・助教・助手、教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者	9,500円
	E	実習・演習・実技の助手	指導者該当区分の半額
特 別 基 準	1	一般基準による額では不相当であると特に認められる者、又はその額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる者	適当又は必要と認められる額を理事会に諮り、講演等1回につき100,000円を限度として決定することができる
	2	作業療法士が実施する場合は、本会の会員であり且つ原則的に認定作業療法士または専門作業療法士とし、もしくは該当事業の担当部署長が同等の能力を有すると認められた者とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般基準のB区分支払額の6割相当額 ・助手の場合はその半額
(注)			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「講師」とは、本会が主催する学会・研修会等において講演・講義等を行う者をいう。本会会員（正会員・名誉会員）でない外部講師には一般基準を、本会会員が講師を行う場合には特別基準の2を適用する。なお、本会職員には講師謝金は支払わない。 2. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官及び検事をいう。 3. (a) は、資格取得後概ね15年以上の経験者、(b)は、それ以外の者とする。 4. 「官公庁」とは、本省又は本庁レベルをいう。 5. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。 6. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。 7. 「講演・講義」は本会が設定した題目について講師が口述することであり、対面、オンライン、録画の別を問わず、その協力1回に対して1回の謝金を支払う。 8. 「実習指導・演習指導・実技指導」とは高度に専門的な技術・技能を教授し指導することであり、「実習・演習・実技の助手」は前記の教授・指導に対して補助的役割を担う者をいう。 			

原稿料等支払基準

別表2

区 分	学術誌・機関誌	その他、本会が発行する 出版物及び本会が制作する ホームページ・コンテンツ	生涯教育制度 試験問題
一 般	(400字につき) 依頼 3,000円 (税込) 投稿 0円	(400字につき) 依頼 3,000円 (税込)	—
会 員	(400字につき) 依頼 1,500円 (税込) 投稿 0円	(400字につき) 依頼 1,500円 (税込)	(1問につき) 依頼 2,000円 (税込)

一般社団法人 日本作業療法士協会
謝金規程 細則

2016年12月17日

2022年12月17日

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）の謝金規程に基づき、規程の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の定義)

第2条 規程にいう謝金とは、本会の公益目的事業への協力者に対し、本会が感謝の意として支払う金銭である。労働の対価として支払う報酬ではなく、また著作権使用料でもない。(会員以外の外部専門家に依頼する場合を除き、本会が公益目的事業の一環として実施する講演、講義、各種指導等、また本会が公益目的事業の一環として作成し公表する出版物及びホームページ・コンテンツ等は本会の法人著作物であり、その著作人格権及び著作財産権は本会が専有する。)

(支給対象者)

第3条 講師謝金及び原稿料等は、本会の常勤の役員及び職員には支給しない。

2 規程別表1に掲げる対象者以外に支給する場合は、該当させる区分の妥当性について財務担当理事の承認を得なければならない。

(謝金の額)

第4条 規程第6条4項に該当する者への支給額については、都度理事会に諮り決定することとする。

2 支給単価1時間に端数が生じたときは30分単位で支給し、30分に満たないときは15分未満は切り下げ、15分以上は切り上げて算出する。

(謝金の支払い方法)

第5条 謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。

2 支給対象者本人が希望する場合は、現金で支給することができるが、必ず領収書を収受しなければならない。

3 本人名義の銀行口座へ振込ができない場合で、明確な理由が確認されれば本人名義以外の銀行口座へ振込することができる。

(源泉徴収)

第6条 謝金及び謝金対象者に支給する交通費及び宿泊費は、法令に定めるところに従って源泉徴収を行った上で、支給対象者に支払う。

(補則)

第7条 この細則に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、理事会の決議によらなければならない。

附 則

- 1 この細則は、2016年12月17日から施行する。
- 2 この細則は、2022年12月17日に一部改正し、2023年4月1日より施行する。